

一般社団法人
日本金融商品仲介業協会
認知度向上委員会規程

(目的)

第1条 認知度向上委員会（以下「委員会」という。）は、金融商品仲介業の認知度向上に資することを目的に、理事会の諮問に応じて、以下の業務を行い、理事会に対し結果及び意見を答申する。

- (1) 会員の営業実態及び顧客の認知度の調査の実施・分析・対応策の検討
- (2) 行政等へのプレゼンテーションの実施に関する事項
- (3) 定期的なプレスリリースの実施に関する事項
- (4) その他金融商品仲介業の認知度向上に資する施策の検討

(改廃)

第2条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

(構成)

第3条 委員会は、2名以上の委員により構成される。

- 2 委員は、理事会の決議を経て、理事長が選任する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は副委員長を指名することができる。
- 5 委員長は、委員会の議長を務める。
- 6 委員の任期は1年とし、欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(開催)

第4条 委員会は、原則として年6回（奇数月）開催する。但し、必要に応じ、臨時に委員会を開催することができる。

(招集)

第5条 委員会の招集は、委員長が開催日の1週間前までに行う。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

以上

制定： 令和3年5月7日

改正： 令和5年12月19日（協会名称の変更）、令和6年1月1日施行